労使協定を結ぶときに必要な

過半数代表者の選び方



過半数代表者とは？

労使協定を結ぶときに必要な、
会社の中の
労働者の過半数を代表する人です。



正社員だけでなく、パート・アルバイトなども含むすべての労働者が、選出手続きに参加します。

こんな人はなれません

会社が一方的に決めることはできません。

本人の同意があっても、会社が指名しただけでは認められません。



管理監督者（経営者と一体的な立場の人）はなれません。

経営者と一体的な立場で労務管理を行う人は、過半数代表者になれません。労働者の中から選ぶ必要があります。



どのように選ぶの？

投票、挙手、話し合い、持ち回り決議などの方法があります。

投票で選ぶ



候補者に投票して選びます。

挙手で選ぶ



候補者に賛成する人が手を挙げて意思を示し、選びます。

話し合いで選ぶ



労働者同士で話し合い、過半数代表者を選びます。

持ち回り決議で選ぶ



候補者への賛否を書面などで順番に確認し、選びます。

いずれの方法でも、労働者の過半数の支持が明確になることが必要です。

選ぶときの注意点

- ☑ すべての労働者が、選出手続に参加できるようにしましょう。
- ☑ 選出の目的を、あらかじめ労働者に知らせましょう。
- ☑ 選出の方法や結果は、記録に残しておくと安心です。
- ☑ 会社の意向で代表者を決めないようにしましょう。
- ☑ 過半数代表者になったことなどを理由に、不利益な取扱いをしないようにしましょう。

正しく選ばないとどうなるの？

選出の手続きが適切でない場合、労使協定を届け出ても無効になることがあります。
正しい手順で選びましょう。

